

平成 30 年 5 月 22 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K06413

研究課題名(和文)室町時代以降における公家住宅の実態ならびに「寝殿造」の成立と意義に関する研究

研究課題名(英文) A study on the realitise of the court-noble's residence after the Muromachi period, and the establishment and the singlarificance of the "Shinden-zukuri" style

研究代表者

藤田 勝也 (FUJITA, Masaya)

関西大学・環境都市工学部・教授

研究者番号：80202290

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、室町から江戸時代に至る公家住宅の全体像と、中世公家社会における住宅観の解明にある。

本研究が解明、推論した要点は、近世一様家における復古では、中世の「本槐門新槐門図」が参照されたこと、宮廷、公家社会で織戸、織戸中門は数寄的手法として意図的に設けられたこと、裏松固禪『宮室図』は住宅資料として重要であること、中世を通して寝殿造はみられ、寝殿造に対する誤った見方は応仁の乱直後に遡ることである。

研究成果の概要(英文)： The purpose of this study is to clarify the whole realities of the court-noble's residence from the Muromachi period to the Edo era, and the view of houses in the medieval noble society. When rebuilding shinden(main hall), Ichijo Kaneteru, then head of the family, referred to the Honkaimon-Shinkaimon-zu. In court noble's society, they dared to build the Orido, Orido-chumon(middle gate), as a method of "Suki". "Kyushitu-zu" written and edited by Kozen Uramatsu is an important historical material on housing. The aristocratic residences of Shinden-zukuri style built through the Middle Ages.

Immediately after the Onin-war, at the latest, the erroneous view towards the Shinden-zukuri style appeared.

研究分野：建築史

キーワード：公家住宅 室町時代 寝殿造 裏松固禪 住宅史

1. 研究開始当初の背景

日本中世住宅の研究の画期をなすのは、約半世紀前に遡る川上貢による先駆的、実証的研究である。公家住宅については、とくに鎌倉時代後半期の実態とその変遷の過程を、文献史料の渉猟によって明らかにしたもので、限られた公刊史料を縦横に屈指して導き出されたきわめて大きな成果であった。しかし、中世を寝殿造から書院造に至る過渡期と位置づける枠組みの中で、中世を通して住宅全体を俯瞰するという当時の研究状況から、室町時代については室町幕府の政庁、室町殿の御所(いわゆる足利將軍御所)に主要な関心が払われ、社会的政治的に弱体化していた公家の住宅はとくに注目されることはなかった。住宅史研究はその後大きく進展はしたものの、中世公家の住宅は未解明のまま、かかる研究状況は変化なく今日に至り、さらには、室町殿の御所をもって日本中世の住宅を代表させる感さえあるのが実情であった。

しかし一方で、公家住宅の平安時代から鎌倉時代に至る研究は深化、精緻化し、またその様式とされる寝殿造は、申請者による一連の研究によって、近世末まで見られることが具体的に明らかになった。そこで公家住宅の歴史全体を把握するためには、南北朝から戦国時代に至る(広義の)室町時代における公家住宅の実態解明が不可欠であった。

また近世の公家社会に関する史料の整理・公開が飛躍的に進展し、従来ほとんど取り上げられることのなかった公家住宅の、近世以降の実態解明に本格的に着手すべき時期に来ていた。申請者は平成 23~25 年度科研費による研究によって、近世撰家の住宅では寝殿造が平安復古の様式として近世の早い時期からみられ、幕末に至るまで継続していたことを解明した。そこで生じた論点は、そのような伝統の前提が果たして時代を遡って見いだせるのかどうかということであり、寝殿造の歴史を検証する上で、公家住宅の室町時代は欠かせない領域にあると考えられた。

さらにまた申請者は 10 余年前、中世初頭院政期の公家住宅では、平安京の都市化と相俟って、住空間を数寄的手法で演出する意図が顕在化することを、萱葺建物や萱御所の造営を通して指摘した(『日本古代中世住宅史論』中央公論美術出版、2002 年)。かかる数寄的手法が、いわゆる数寄屋の建築として成立、広く定着したのは中世後半以降さらに近世初頭とされる。また現存する近世冷泉家の住宅は歌数寄の公家の家である。かように朝廷はもとより公家社会と数寄、数寄空間は常に密接不可分に関連してきた。そこで室町時代の公家住宅は、数寄的空間の成立の実態解明という視点からも、看過できない研究対象であると考えられた。

そしてまた、『院宮及私第図』にも収載される「本槐門新槐門図」は、16 世紀前半に九條家の当主、九條尚経が作成したもので、沢

田名垂『家屋雑考』の寝殿造鳥瞰図のもとになった古図 2 点も同時期に遡り、近世故実家が創出した様式概念としての「寝殿造」の初発点は、室町時代後半の公家社会にあることを申請者は明らかにした。そこで彼らの住宅の実態解明は、現実の住まいと彼らの住宅像(後に様式概念としての「寝殿造」の基礎となる)との乖離を明確化するために必須の作業であると考えられた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本住宅史の再構築のため、これまで未解明であった室町から江戸時代に至る公家住宅の全体像を解明するとともに、とくに中世の公家社会における住宅観について詳細に検討することにある。

課題の一つは、公家住宅の中世以降の実態把握によって、古代に初発する公家住宅の歴史全体を明らかにすること。二つ目は、中世公家が想い描いた平安貴族の住宅像の詳細な検証によって、平安復古様式として近世末まで継承された寝殿造の本質と中世公家の住宅像をもとに創出された「寝殿造」の間にある乖離を具体的に明確化することである。

以上の実態解明によって、住宅史における公家住宅の位置、役割を明確にし、そこに生まれた様式「寝殿造」の本質と意義を追究する。

3. 研究の方法

3 年間という短期間で集中的に取り組み成果を挙げることを目指したことから、研究期間の全体を通して、公刊された史料の博搜と整理、分析の作業を中心に研究をすすめた。中世室町時代については、公刊史料の収集と精読を鋭意行い、近世以降については、指図類や未公刊の文書など新たな関係史料の探索も必須の作業となった。また近世撰家の住宅では、旧屋敷地に現存遺構は遺らないものの、転用による遺構が京都・大阪をはじめ各地に存在し、さらに近年、発掘調査の進展により、たとえば二條家の本宅旧屋敷地が広範囲に発掘調査されていることなどから、建物遺構や考古学的成果にも目配りした。

4. 研究成果

(1) これまで十分な検討がなされていなかった一條家について、近世における本宅屋敷の位置、規模、焼失再建等の沿革を確認したうえで、復古の実態を詳細に検討し、その成果を「近世一條家の屋敷について」(『日本建築学会計画系論文集』81 巻 723 号、1217-1226 頁、2016 年 5 月、査読有り論文)として公表した。この論考において解明した論点は多岐にわたるが、本研究との関連では、一つに復古の具体化はおおむね 17 世紀中頃まで遡り、以後近世を通じて安定的に推移する中で、とくに 17 世紀後半に復古の深化が図られたこと、二つ目に、その際当主が参照したのは、作成時期が中世後半、16 世紀に遡る「本槐門

新槐門図」だったことである。この指図は九條家の当主、九條尚経によるもので、裏松固禪編輯『院宮及私第図』にも収載されていて、18世紀、とりわけ寛政年間以降の平安復古造営に影響を与えるものであったことはすでに明らかにしていたが、撰家では近世の早い時期から、住宅のとくに復古様式再興の面において、中世の住宅観が色濃く反映されていたという事実が、あらためて確認できた。

(2) これまで実態が不明であった宮廷、公家住宅における織戸、織戸中門の機能や性格の分析を通して、彼らの住宅観の一端を明らかにし、その成果を西山良平・鈴木久男・藤田勝也編著『平安京の地域形成』(京都大学学術出版会、2016年10月)所収の、「平安・鎌倉時代の織戸、織戸中門」(255~289頁)「実は織戸は絵巻に散見する」(290~296頁)と題する論考・コラムとして公表した。

それら論考等で展開した論点は多岐にわたるが、本研究との関連では、以下の点をとくに解明した。寝殿造が都市住宅の様式として成立し、とくにハレの空間に規範性をもって継続したのに対し、織戸・織戸中門はハレの儀礼空間には相応しくない質素・簡略な手法と見なされており、その意味ではいわば「非寝殿造的」な存在であった。しかし一方で、平安京の都市化の進展を背景に、それらを鄙びた風情を醸し出すものとして敢えて意図的に設けることがあったことが推論された。都市住民としての宮廷・公家達は住まいをより都市的に深化させようとした、その住宅観は、寝殿造という様式の継承の一方で、住宅内部により多様な様相を呈して具体化していたことが確認できた。

(3) 裏松固禪編輯の『宮室図』を詳細に読み解き、住宅資料としての価値と固禪の研究の意義を明らかにし、その研究成果を『裏松固禪「宮室図」詳解』(中央公論美術出版、全287頁、2018年2月)として一書にまとめ公表した。

『宮室図』は絵巻物の画面の抄出図が大半を占め、寛政度内裏の復古造営では建物細部を作事現場で確認するための基礎史料としても活用された。『大内裏図考証』の内容を裏付ける絵図・指図集であり、同じ固禪編輯の『院宮及私第図』に対して平安宮や内裏など宮廷の殿舎に関する史料という側面があるが、収載される絵図・指図には近世公家の住宅観が反映されている点で重要である。しかしこれまで未公開であり、複数伝わる写本の全容も未解明であった。そこで、宮内庁本を中心に、収載される絵図・指図の書誌学的検証を含めた精細な分析を行った。また東博本についてはトレース図を作成、図中文字を翻刻して全容を明らかにした。さらに『宮門図』『都城院宮之図』そして『院宮及私第図』といった関連する資料との比較検討を通して、『宮室図』が住宅関係資料として大きな

影響力をもつ存在であったことを解明した。

(4) 14世紀後半の南北朝時代以降、応仁の乱以後の15世紀後半に至る、公家住宅の諸例について、邸内建物の組み立てと構成に注目して実態把握を行い、以下の結論を得た。

第一に、寝殿をはじめ表門に至るアプローチの諸施設、ハレ向きの建物群を備える邸はこの時代にも存在した。第二に、寝殿をもつ邸は、清華家から名家に至るまで家格を超えて確認できた。第三に、寝殿不在の邸は、羽林家や名家といった中流公家に見られた。第四に、公家の最高位に位置する撰家において当然あるべき寝殿の不在が際立っていた。

以上、解明した事実から、内裏や院御所より下位の住宅では、寝殿の不在や不備というのが当時の公家住宅の時勢であったという評価は、再考の必要があることを確認した。中流公家や撰家における寝殿不在の事実は一面的で、不備は内裏や院御所として見た場合であって、清華家から名家に至るまで、寝殿を備え、またハレ向きの諸施設を整える邸は存在し、また、たとえ寝殿不在でも、寝殿は当然あるべき存在として認識されていたことが明らかになった。

いっぽう撰家では、本邸に寝殿が存在したのは二條家、一條家、九條家であるが、二條家の寝殿は義教から下賜されたものであった。鷹司家、近衛家では寝殿不在の可能性があった。また寝殿の有無にかかわらず、拝賀等での出立所には他邸をもってあて、本邸は用いられなかった。鷹司家にみたように、内裏との距離が自邸より明らかに遠方の場合でもそのように所作された。撰家では、寝殿から表門に至る施設の組み立てと配置は、十分整備されたものでは、もはやなかった。家格では下位に属する公家住宅と比較しても見劣りがするのが実情であった。

従来は、二條家が寝殿を将軍義教から拝受した事実をもって、当時の公家社会における寝殿不在の象徴的な事例の一つに挙げられていた。しかし撰家という最上位の家格が、邸のあり方を必ずしも反映するものではもはやない、というのがこの時代の趨勢であり、撰家本邸の状況を下位の公家邸全般に敷衍できるわけではないのが、この時代の実情であった。

なお上記結論に大きな瑕疵はないと考えているが、14世紀後半については柳原邸、応仁の乱以後では日野政資邸の各一事例の分析に留まる。いずれも史料的制約によるものであるが、さらなる史料の探索と精査が必要であり、また新出史料の発掘と発見に期待したい。

(5) 中世後半の住宅観がうかがえる重要な史料を新たに見出した。朝廷と幕府の間を取り次ぐ武家伝奏の家であった広橋家の、広橋兼顕(1449-1479)の日記『兼顕卿記』の、応仁の乱終結直後の文明10年(1478)8月

25 日条の末尾に、「大饗事」として、「西対東対ノ事」について記す内容である。

その文意は次の通りである。西対・東対とは、「宸殿」(寢殿)の両脇にたつ「殿」(建物)のことである。「本式ノ亭」では、寢殿と東・西対の都合三棟の「殿」(建物)を必ず備える。また東・西対について、「対屋」と呼ぶのは間違いである。「対屋」と通称されるのは「北ノ対」であり、そこは女房の候所である。東・西対を「対」というのは、寢殿を中心に相対する位置にたつからで、それらは「墓」(台)ではない。

「本式ノ亭」とは大饗開催に相応しい邸に推定され、そのような邸では寢殿の両脇に東・西対をもつという。また「殿」とはとくに整備された大規模な建物の意と解される。そうした寢殿と東・西対の「殿」3 棟を備えるのが「本式ノ亭」であると兼頭は考えていた。そのような邸はもとより、東対や西対の一方でも備える邸が当時存在した可能性はきわめて低く、「本式ノ亭」とは兼頭が抱いた貴族邸の理想像ということになる。かかる住宅観の起源は不明だが、その後継承されたことは、16 世紀前半、九条尚経の「本槐門図」に明らかである。寢殿造のもっとも大きな特徴は建物配置の左右対称性にあるという誤った見方の源泉が、遅くとも応仁の乱直後の貴族の住宅観にまで遡ることがこの史料によって明確になった。

さらに兼頭は北対について、東・西対とは用途・性格の異なる建物とし、またその呼称も「対」とは区別して「対屋」であるという。これは貴族住宅の実態を的確に把握したものと評価できる(藤田 2002 年)。しかし東・西対をめぐる住宅観は実態に即したものとはいえず、その意味で、「本式ノ亭」は、『中右記』の「如法一町家」に通じるものと考えられる。ただしいづれも左右対称性に言及したもので、強調したものでないことに留意すると、彼らの言説を曲解、誤解したのは、後世の故実家であり、近代以降の住宅史研究者であったことが、あらためて確認できた。

以上の成果の概要について、「寢殿造の虚像と実像」として、平安京の<居住と住宅>研究会などの研究発表会において公表した。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

藤田 勝也、近世一條家の屋敷について
近世公家住宅の復古に関する研究 5、日本建築学会計画系論文集、査読有、81 巻、723 号、2016、1217-1226

DOI: <http://doi.org/10.3130/aija.81.1217>

〔学会発表〕(計 1 件)

藤田 勝也、寢殿造の虚像と実像、平安京の<居住と住宅>研究会、2018.3.31、京都アスニー第 3 研究室 A(3F)

〔図書〕(計 2 件)

藤田 勝也編著、中央公論美術出版、裏松固禅「宮室図」詳解、2018、287

西山 良平・鈴木 久男・藤田 勝也編著、京都大学学術出版会、平安京の地域形成、2016、340

〔その他〕

藤田 勝也、寢殿造の虚像と実像、京都アスニーボランティア向け研修講演、京都市生涯学習総合センターおよび(公財)京都市生涯学習振興財団主催、2017.12.22、京都市生涯学習総合センター

藤田 勝也、平安時代の建築、アスニーセミナー、京都市生涯学習総合センターおよび(公財)京都市生涯学習振興財団主催、2017.3.10、京都市生涯学習総合センター

ホームページ等

<http://www.arch.kansai-u.ac.jp/HISTORY/works.html>

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

藤田 勝也 (FUJITA, Masaya)
関西大学・環境都市工学部・教授
研究者番号: 80202290

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし